

昭島市契約事務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(最低制限価格の決定方法)</p> <p>第28条 契約担当者は、政令第167条の10第2項の規定により、工事又は製造その他についての請負の契約について、あらかじめ最低制限価格を設けようとする場合は、予定価格の10分の9.2から<u>10分の7.5</u>までの範囲内において、予定価格を構成する材料費、労働費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、最低制限価格を定めたときは、その最低制限価格を記載した最低制限価格調書を封書にし、第16条の予定価格調書とともに開札場所に置かなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、最低制限価格を記載した最低制限価格調書を封書にし、開札場所に置くことに代えて、最低制限価格を電子入札サービスに登録しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、入札前に最低制限価格を公表する場合には、適用しない。</p>	<p>(最低制限価格の決定方法)</p> <p>第28条 契約担当者は、政令第167条の10第2項の規定により、工事又は製造その他についての請負の契約について、あらかじめ最低制限価格を設けようとする場合は、予定価格の10分の9.2から<u>10分の7</u>までの範囲内において、予定価格を構成する材料費、労働費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、最低制限価格を定めたときは、その最低制限価格を記載した最低制限価格調書を封書にし、第16条の予定価格調書とともに開札場所に置かなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、最低制限価格を記載した最低制限価格調書を封書にし、開札場所に置くことに代えて、最低制限価格を電子入札サービスに登録しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、入札前に最低制限価格を公表する場合には、適用しない。</p>